最終更新日：2017年7月5日

株式会社エムジーホーム
代表取締役　長谷川　克彦
問合せ先：総務部　052-212-5111
証券コード：8891
http://www.mghome.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、一部の企業の不正行為が社会問題となる中、さらに企業の社会的責任を確保・向上しなければならないと考えており、株主および投資家に対し、一層の経営の透明性を高め、公正な経営を実現することを主要課題として、コーポレート・ガバナンスの重要性を再認識し、その強化体制に努めており、「内部統制システム整備の基本方針」を遵守し、体制充実を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】
現在の当社の外国人投資家比率を勘案した上で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳は実施しておりません。今後の機関投資家、海外投資家の比率の推移を踏まえ、実施を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】
当社は、株主構成を勘案した上で、英語での情報開示を実施しておりません。今後は、機関投資家や海外投資家の比率を踏まえ、実施を検討してまいります。

【補充原則3-2-1】
⑴ 外部監査人の監査実施状況や監査報告を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後は、必要に応じ監査役会において検討してまいります。
⑵ 外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である監査法人アンビシャスは、独立性及び専門性共に問題ないものと認識しております。

【補充原則4-1-2】
当社は、中期経営計画を公表しておりませんが、中期目標を取締役会に於いて策定し、単年での進捗を鑑み都度修正をかけております。今後は、中期経営計画の開示について検討してまいります。

【補充原則4-1-3】
当社は、最高責任者である代表取締役の後継者の計画を現時点では明確に定めておりませんが、人格・見識・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとし、取締役会は人事案の実施状況につき監督してまいります。

【原則4-2及び補充原則4-2-1】
当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して個別の報酬額を決定しております。長期的な業績と連動する報酬、インセンティブについては、今後の検討課題としてまいります。

【原則4-8】
当社は、社外取締役1名、社外監査役2名が在籍しており、そのうち、社外取締役1名、社外監査役1名を独立役員として登録しております。当社事業規模からみて、現状十分な実効性を確保していると判断しておりますが、社外取締役の増員につきましては、事業規模の拡大や経営環境の変化に応じ、都度検討していく所存であります。

【補充原則4-10-1】
当社独立社外取締役は現時点で1名に留まりますが、原則４－８に記載のとおり、現状十分な連携体制は構築されております。今後複数名選任された際には、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する任意機関を設置することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】
当社は、取引先環境の維持強化、戦略的な提携関係の維持強化等の総合的観点から、保有の経済合理性を検証したうえで、妥当と判断したものに限って、政策保有株式として保有できる方針としております。株式の議決権行使は、当社及び当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを判断して行使しております。

【原則1-7】
当社が役員や主要株主等の関連当事者と取引を行う場合は、形式的に利益相反の外観を構成する事案について法令に準拠した手続きを実施し、加えて、そういった取引が会社や株主共同の利益を害する事のないよう、取引を行うに当たっては取締役会における審議・決議をはじめ、関連諸規程等に定められた手続きを要することとしております。
なお、関連当事者取引の有無については、年一回関連当事者取引調査票の提出を求め、審査を行っております。

【原則3-1】
⑴ 企業理念・経営者メッセージは当社ＨＰに掲載しております。
http://www.mghome.co.jp/corporate/index.html
⑵ 当社は、企業の社会的責任を確保・向上することを最重要課題と考え、株主及び投資家に対し、一層の経営の透明性を高め、公正な経営を

することを主要課題として、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、その強化体制に務めており、「内部統制システム整備の基本方針」を遵守し、体制充実を図っていく所存であります。
(3) 当社の役員の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内のもと、各事業年度の業績を勘案しながら、各取締役への配分は取締役会の協議により、各監査役への配分は監査役会の協議により決定しております。
(4) 取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、知識や経験、専門性を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。
(5) 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知において開示しています。

【補充原則4-1-1】
当社は、職務権限規程に基づき、取締役会、代表取締役、取締役、部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-9】
当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準を満たすことを条件に、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】
取締役の選任に当たっては、社内規程等で定めておりませんが、知識や経験、専門性を総合的に判断し選任手続きを行っております。今後は必要に応じて社内規程への盛り込み等の検討を行うと共に、取締役会及び監査役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を鑑み体制の構築を図ります。

【補充原則4-11-2】
社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3】
取締役会の機能向上を図るため、社外取締役が取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、取締役会に報告いたします。
分析及び評価の基準と開示方法については検討を行い、分析・評価結果の概要については今後開示してまいります。

【補充原則4-14-2】
取締役及び監査役に対し、職責や業務上必要な知識の習得や更新のために、随時情報を提供し、また、業務上必要な知識の習得を目的とした、外部研修、セミナーに参加できる体制を設けております。

【原則5-1】
当社は、持続的成長及び中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家との積極的且つ建設的な対話が必要不可欠と考えております。そのため、代表取締役及び管理部を中心としたIR 体制を整備し、当社の経営戦略に対する理解を深めるための機会創出に努めております。具体的には、当社のウェブサイト内のIR情報を充実させ、当社の経営環境や財務情報を適時・適切にお伝えしております。また、株主・投資家からの問い合わせにつきましては、管理部を通し、取締役会、監査役会へ報告がなされております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
VTホールディングス株式会社	1,216,948	42.58
早田千加子	86,500	3.02
いちい信用金庫	80,000	2.79
株式会社十六銀行	80,000	2.79
中野建設株式会社	56,300	1.97
脇坂勉	53,100	1.85
宮川和利	47,400	1.65
加藤隆司	43,300	1.51
徳倉建設株式会社	36,600	1.28
海部基樹	33,300	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	VTホールディングス株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 7593

補足説明

上記持株比率は、自己株式(48,200株)を控除して計算しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
羽田恒太	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
羽田恒太	○	―――	長年にわたる会社役員としての豊富な経験と幅広い知識から、社外取締役として会社業務執行者から独立した立場で、当社経営に対し的確な助言を行っていただけるものと考えております。また、独立役員として求められる独立性の要件も十分に満たしており、一般株主との利益相反などが生じやすい局面にあっても、会社業務執行者から独立した立場で、一般株主の保護等に重点を置いた適切な助言、監督をしていただけるものと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査部門と緊密な連携をとっており、監査実施の都度、「監査報告書」および口頭等による補足説明を受けています。報告結果を精査し、補完・牽制するとともに、監査の体制を評価し、必要に応じ取締役等に見直しを要求しています。
監査役と会計監査人は、定期的会合において、会計監査人が行う本年度の監査計画（監査の体制ならびに監査の方法の概要）の説明ならびに質疑が行われ、本年度終了時には、終了に伴う監査実施（往査事業所、監査手続の内容等）の説明ならびに質疑応答が行われています。また、個別の事案についても必要に応じて打合せおよび制度の変更等の解説ならびに質疑応答を実施しています。
内部監査部門と会計監査人は、必要に応じて相互に範囲・結果・現状等についての情報提供を行い、緊密な連携をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤澤昌隆	弁護士													
鹿倉千絵	弁護士				●									

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤澤昌隆	○	―――	弁護士であり、人格者である。また、当社の大株主、主要な取引先の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等、その他財産上の利益を受けている事実も存在しないため、独立役員に選任しております。
鹿倉千絵		―――	弁護士であり、人格者である。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブの付与につきましては、長期的な視野に立った経営計画との整合性等を勘案し、採用を検討すべき課題であると考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額28,942千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づいて、当社の経営状況および従業員の給与水準も勘案し、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社において発生した重要な情報につきましては、管理部より取締役、常勤監査役へ報告がなされ、取締役会、監査役会等を通じて社外取締役、社外監査役へ伝達がなされております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役設置会社であり、現行の経営体制(平成28年7月1日現在)は、取締役6名(内1名社外取締役)、監査役3名(内2名社外監査役、女性1名)です。

会社の機関および部門における運営、機能及び活動状況は以下のとおりです。

○取締役会

平成28年度は、取締役会を12回開催し、法令で定められた事項や当社の経営に関わる重要な事項について意思決定するとともに、代表取締役及び業務執行取締役による業務執行を監督しています。

○監査役会

平成28年度は、監査役会を8回開催し、監査の方針および業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

○内部監査体制

当社は内部監査室を設置しており、社内における業務活動および諸制度が、適正に遂行されているか否かを確認し、是正勧告を行う体制を構築しています。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指示を行い、適正かつ効果的な監査を行っています。

○会計監査人

会計監査人として監査法人アンビシャスを選任しており、適宜、法令に基づく適正な会計監査が行われています。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では機動的かつ合理的な意思決定を図るため、当社事業に精通した取締役5名および企業経営者としての専門的見識を持つ社外取締役1名で取締役会を構成しております。

監査役会においても、法務の専門的知見を有する社外監査役2名を選任し、経営監督機能の客観性・中立性を確保しています。従って、現体制において、経営の監督機能は十分に果たされており、当社の目指す効率性と透明性の高い経営体制が構築できているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日：平成29年6月26日 招集通知発送日：平成29年6月5日 招集通知WEB開示日：平成29年6月2日
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであり、当社は毎年株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定しており、第32期は平成29年6月26日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイト(http://www.mghome.co.jp/ir/index.html)において、決算情報、適時開示情報やその他プレスリリースをタイムリーに公開しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社は、IR担当部署を管理部としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では「企業行動憲章」を策定し、ステークホルダーとのコミュニケーションに努め、その立 場を尊重することを社内に徹底しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムは、平成20年3月13日開催の取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針の見直しを決議し、取締役、監査役、使用人それぞれの職務が効率的に遂行され、連携を取り合うよう体制が整えられており、その内容は以下のとおりです。

1、取締役・使用人の職務の執行および定款に適合することを確保するための体制

（1）代表取締役は、内部統制管理者として、内部統制構築に関し、全責任を負うと共に、常に役員ならびに使用人とのコミュニケーションを保ち、企業倫理の遵守をはじめ意思伝達をより一層継続的に行うよう徹底を図っております。

（2）代表取締役は、コンプライアンスの責任者として、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、コンプライアンスの精神を企業内部に徹底するため、宅地建物取引業法をはじめとした諸法令に関する社員教育等を充実させ、問題の発生防止に努めております。

また、重要な法律問題、コンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等と適宜協議し、指導を受けております。

（3）反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断しています。

（4）財務計算に関する書類の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築・整備を推進しております。

（5）監査役を通報窓口とする内部通報制度を設け、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者が不利益な取扱いを受けない体制を確保しております。

2、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び文書管理規程に基づき、定められた期間保管しています。

3、損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を作成するとともに、リスクの総見直しを行っており、管理部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、損失を最小限にすべく体制を整えております。

4、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程・職務分掌規程・職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任・執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

5、当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）親会社においてグループ統制に係る規程が策定され、それを遵守しております。また、定期的に開催されるグループ会議にて、業務執行状況・財務状況等を報告しております。

（2）子会社において、行動憲章等を策定し、それを遵守しております。当社は、その遵守状況に関し、子会社から報告を受けております。

（3）子会社は、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告しております。

（4）当社グループにおいて、グループコンプライアンス委員会を設け、企業集団倫理の確立、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を図っております。

（5）当社内部通報窓口を子会社にも開放し、子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保しております。

6、監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項、監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（1）現在、監査役の職務を補助すべき使用人は設置しておりませんが、必要に応じて、同使用人を置くこととしております。

（2）同使用人の任命・解任・評価・人事異動・賃金等の決定については、監査役会が行うこととし、取締役からの独立性を確保しています。

7、当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、及び報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

（1）取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしておりますが、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとしております。

（2）監査役会は、代表取締役、内部監査室、監査法人、子会社取締役・監査役とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

（3）監査役会は、職務の執行上必要と認める費用については、前払いまたは会社に償還を請求することができることとしております。

（4）報告したことを理由とする不利益な取扱いは、内部通報者保護規程により禁止されております。

※これらの体制については、内外情勢を見極めつつ、適宜見直しを行い、企業改革に努めます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え

当社の社会的信頼を維持・向上させることを目的として、『いかなる理由があろうとも反社会的勢力との関係を断固として拒否する』こととしています。

□反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「企業行動憲章」および「内部統制システムの整備に関する基本方針」に反社会的勢力との関係遮断を定め、全役職員に厳守させています。

また、取引相手が反社会的勢力であると判明した場合には、直ちに契約を解除できるように、取引基本契約等の主要な契約書には反社会的勢力の排除条項を記載し、反社会的勢力との関係遮断を徹底しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社情報の適時開示体制につきましても、「職務分掌規程」・「職務権限規程」を制定し、それらの規程を遵守して、会社情報の報告･開示を行っております。

当社の決定事項に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報のうち、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報、ならびに投資判断に影響を与えると思われる情報などについては、原則として取締役会の承認をもって開示することとしております。

また、当社の適時開示に係る内部統制活動の監視･検証といたしましては、監査役による会社法上の監査のほか、代表取締役直轄の内部監査室を設け、業務活動の効率性･合理性等の諸目的に対し内部監査を実施し、社長への結果報告･改善提案を行うことにより、内部統制活動の向上を図っております。